

# 資料 1

## リサイクル対策に関する政策評価（総合性確保評価）の背景事情等

実施年度等	平成18年度・第1期
テーマ名	リサイクル対策に関する政策評価（総合性確保評価）
背景事情	<p>① 大量消費、大量廃棄型の社会経済活動により、大気、水、土壌等への環境負荷が増大し、自然の物質環境の阻害、公害や自然破壊を始めとする環境問題が発生</p> <p>特に、廃棄物については、毎年約4億5千万トンの膨大な量が発生するとともに、多様化に伴う処理の困難化や最終処分場の残余容量の逼迫<sup>ひっばく</sup>、不法投棄の増大などの問題が顕在化</p> <p>② このため、廃棄物等の発生を抑制し、環境資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成が不可欠</p> <p>③ 国は、循環型社会の形成を推進するための一般法である循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）を制定するとともに、個別リサイクル対策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、</li> <li>ii 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）、</li> <li>iii 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、</li> <li>iv 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、</li> <li>v 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）</li> </ul> <p>などを、また、リサイクルを需要面から支援する国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）を制定し、循環型社会の形成に向けた法的基盤等を逐次整備</p> <p>④ 循環型社会形成推進基本法及び個別リサイクル法の適切な運用を確保するとともに、循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月14日閣議決定）に基づき、施策相互の有機的な連携を図りつつ各種施策を総合的かつ計画的に推進することが必要</p>
評価の観点等	<p>① リサイクル対策の現状及び効果の発現状況等を調査・分析</p> <p>② リサイクル対策について、一般廃棄物と産業廃棄物の区分の枠や個別リサイクル法の枠等を超えて、総体として廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）がどの程度進んでいるかなどの総合的な観点から、一括して、全体として評価</p>
調査等対象機関（予定）	全府省、都道府県、市町村、関係団体等

